

# 工場立地法における敷地外緑地等に関する基準

平成 29 年 4 月 1 日  
福 岡 市

工場立地法(昭和 34 年法律第 24 号。以下「法」という。)運用例規集2-2-3②において、現に設置されている工場又は事業場(以下「工場等」という。)が生産施設の面積を変更(減少を除く。)する場合に、工場立地に関する準則(平成 10 年 1 月 12 日 大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第 1 号。以下「準則」という。)に適合するために必要な緑地又は環境施設(以下「緑地等」という。)を当該工場等の敷地内に確保できない場合における「当該工場等の設置の場所を管轄する都道府県知事の定める基準」を次のとおりとする。

なお、この基準で使用する用語の意義は、法の例による。

## 1 敷地外緑地等が認められる場合

- (1) 法に定める特定工場のうち現に設置されている工場等が生産施設の面積を変更(減少を除く。)する場合、又は現に設置されている工場等で特定工場の要件を満たさないものが、増改築等で新たに特定工場となる場合に、準則に適合するために必要な緑地等を当該工場等の敷地内に確保できない場合
- (2) 当該工場等の敷地外の土地に整備される相当規模の緑地等により実質的に緑地等に係る準則が満たされる場合
- (3) 当該緑地等の整備が当該工場等の周辺の地域の生活環境の保持に寄与すると認められる場合

## 2 各要件の判断基準

### 1-(1)について

「準則に適合するために必要な緑地等を当該工場等の敷地内に確保できない場合」とは、工場等が立地する同一敷地内に未利用部分(生産施設、緑地、環境施設、駐車場等に利用されておらず、将来も利用する可能性の無い部分)が無い場合をいう。

### 1-(2)について

ア 「当該工場等の敷地外の土地に整備される相当規模の緑地等」とは、法施行規則(昭和 49 年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令 第 1 号)第 3 条及び第 4 条並びに準則第 2 条ただし書で規定されるものと同様の規模及び形態であるものをいう。

なお、当該緑地等は所有に限らず賃貸も含む。

イ 「相当規模の緑地等により実質的に緑地等に係る準則が満たされる場合」とは、以下の算式により求められる緑地等面積率が、準則を満たしている場合をいう。

$$\text{緑地等面積率} = \frac{\text{工場等の敷地内緑地等面積} + \text{敷地外緑地等面積}}{\text{工場等の敷地面積} + \text{敷地外緑地等の敷地面積}}$$

### 1-(3)について

「周辺の地域の生活環境の保持に寄与すると認められる場合」とは、敷地外緑地等が福岡市内に整備される場合をいう。

## 3 その他

生産施設面積率の算定には、敷地外緑地等の敷地面積は含めないものとする。

また、複数の敷地外緑地等を算入することは可とする。